

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 平成二十七年年度分の固定資産税に係る帳簿の縦覧
……………(主税局資産税部固定資産評価課)……………一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一
- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………一
- 特定非営利活動法人の認定……………(同)……………二
- 特定非営利活動法人の仮認定……………(同)……………二
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………二
- ……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………二

告示

東京都告示第三百九十二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十六條第一項の規定により、平成二十七年年度分の固定資産税に係る帳簿を、次のとおり当該固定資産の所在する区を所管する都税事務所において納税者の縦覧に供する。

平成二十七年三月十二日

東京都知事 外 添 要 一
縦覧に供する帳簿の名称

(一) 土地価格等縦覧帳簿
(二) 家屋価格等縦覧帳簿

二 縦覧期間

平成二十七年四月一日から同年六月三十日まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

三 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

四 縦覧場所

東京都千代田都税事務所	千代田区内神田二丁目一十二号
同	中央区新富二丁目六番一號
同	港区麻布台三丁目五番六号
同	新宿区西新宿七丁目五番八號
同	文京区春日一丁目十六番二十一號
同	台東区雷門一丁目六番一號
同	墨田区両国四丁目二十九番四号
同	江東区大島三丁目一番三號
同	品川区広町二丁目一番三十六号
同	目黒区上目黒二丁目十九番十五号
同	大田区西蒲田七丁目十一番一號
同	世田谷区玉川一丁目二十番二十一號

同 渋谷都税事務所 渋谷区宇田川町一番一號

同 中野都税事務所 中野区中野四丁目六番十五號

同 杉並都税事務所 杉並区成田東五丁目三十九番十一號

同 豊島都税事務所 豊島区西池袋一丁目十七番一號

同 北都税事務所 北区中十条一丁目七番八号

同 荒川都税事務所 荒川区西日暮里二丁目二十五番一―六〇一號

同 板橋都税事務所 板橋区大山東町四十四番八號

同 練馬都税事務所 練馬区豊玉北六丁目十三番十号

同 足立都税事務所 足立区西新井栄町二丁目八番十五号

同 葛飾都税事務所 葛飾区立石五丁目十三番一號

同 江戸川都税事務所 江戸川区中央四丁目二十四番十九号

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月十二日

東京都知事 外 添 要 一
申請のあつた年月日

平成二十七年二月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サクラF奉仕団

三 代表者の氏名

片山 エリコ

四 主たる事務所の所在地

東京都港区港南二丁目十六番七号 品川Vタワー四二

一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、充実したより良い人生を送りたいと思っている全ての人々に対して、教育、環境、福祉、医療、文化等あらゆる分野において「人生の豊かさの向上」に関する事業を行う。

これらの事業を通じて、個人が健康的でより良い人生を送ることができる豊かな社会の創造に努めることで、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人ふさと東京を考える実行委員会

二 代表者の氏名

関口 雄三

三 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区中葛西六丁目七番十二号 ビッグバン株式会社内

四 認定の有効期間

平成二十七年三月四日から平成三十二年三月三日まで

特定非営利活動法人の仮認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人なかよし会

二 代表者の氏名

木村 正

三 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市牟礼三丁目九番三号 なかよし教室内

四 仮認定の有効期間

平成二十七年三月四日から平成三十年三月三日まで

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、(仮称)TGM芝浦プロジェクトについて、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年三月十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京瓦斯株式会社

代表取締役社長 広瀬 道明

港区海岸一丁目五番二十号

三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信

中央区日本橋室町二丁目一番一号

三菱地所株式会社

取締役社長 杉山 博孝

千代田区大手町一丁目六番一号

二 対象事業の名称

(仮称)TGM芝浦プロジェクト

三 工事着手の予定年月日

平成二十七年六月一日

四 工事完了の予定年月日

平成三十一年五月三十一日

五 届出日

平成二十七年二月二十五日

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 郵便番号 112-0002